

後期高齢者医療歯科健康診査を

受けましょう

後期高齢者医療制度に加入している人を対象に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする「歯科健康診査(口腔健診)」を実施します。口腔機能の低下や、肺炎等の疾病を予防するために年に一度は口腔健診を受けましょう。



《健診内容》

問診・噛む力や飲み込みの力の確認・舌の動きの確認・歯や歯肉の状態の確認

《受診費用》

健診自体は無料ですが、その後治療行為が行われる場合は有料となりますので、十分な説明を受け、納得の上で治療を受けてください。

《受診期間》

平成29年6月1日(木)
～平成30年1月31日(水)
健診は、同じ年度内に1回のみです。

① 後期高齢者医療広域連合、または役場住民生活課(☎0859・54・5210)へ申し込みます。
② 後期高齢者医療広域連合より送付される受診券・問診票・受診できる歯科医院一覧等を受け取ります。
③ 受け取った一覧から希望する歯科医院に申込みをして、健診を受けます。

*健診の結果を受け取り、詳しい検査や治療が必要であれば医療機関を受診し、生活習慣を振り返り、改善できることは実践しましょう。

★後期高齢者医療歯科健康診査に関する問い合わせ先

鳥取県後期高齢者医療広域連合 業務課(鳥取県東伯郡湯梨浜町大字龍島500番地)

☎0858・32・1095

風しんワクチン 予防接種費用を助成します

妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、難聴や心疾患、白内障などの先天性風しん症候群の赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんの感染予防には予防接種が効果的で、妊娠を予定、または希望している女性や妊婦の同居家族(特にパートナー)が予防接種を受けることが望ましいとされています。

対象者

大山町の住民の方で、
・19歳以上49歳以下(平成30年4月1日現在)の女性で**風しんの免疫が不十分な方**
・妊婦の夫(内縁を含む)
※風しんの抗体価検査について

接種の前に抗体価検査を受けていただき、風しんに対する免疫が不十分で予防接種を勧められた方が助成の対象です。鳥取県では、抗体価検査の費用の助成も行っています。詳しくは米子保健所(☎0859・31・9317)へお問い合わせください。男性の場合、検査は必須ではありません。

助成額

1人につき上限8,000円(生活保護の方は全額助成)

対象となる接種

風しんワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン(MR)
ただし、平成29年4月1日以降に接種されたもの。

申請方法

◆申請場所 健康対策課、各支所総合窓口

◆必要なもの

①風しんワクチン接種費緊急助成事業接種済証兼領収証(医療機関で発行します)または医療機関発行の領収証(ワクチンのメーカー、ロット番号が分かるもの)
②母子健康手帳(妊婦の夫の場合)
③抗体価検査の結果が分かるもの(女性の場合)

・県の検査費用助成を受けた方:医療機関で「抗体価検査結果通知書」が発行されます。
・妊婦健診で抗体価検査を受けられた方:母子健康手帳を提出してください。

④印鑑(シャチハタ等ゴム印は不可)

⑤通帳など振込口座の分かるもの

◆申請期間 平成30年3月末日まで

◆問い合わせ先 健康対策課

☎0859・54・5206